

義務化事項に関する工事成績評定について【一部修正】

平成22年 7月23日
島根県土木部技術管理課

「2月補正等に伴う執行方針（平成21年2月12日、島根県土木部）」で規定された義務化事項に関して、工事成績評定上の取り扱いを下記のとおり、対象工事の終期指定なしに一部修正しましたのでお知らせします。

記

1. 県内調達義務付け

- ①下請を使用する場合は、適切に施工できる県内企業がない特殊な工事を除き、県内企業への下請けを義務付ける。
- ②工事で使用する主要な土木資材について、品質に問題を生じない限り県内産資材の使用を義務付ける。（主要な土木資材とは、生コンクリート類、砕石類、コンクリート二次製品類、アスファルト混合物。）

2. 対象工事

平成21年2月12日以降に入札公告または指名通知をした工事。

3. 工事成績評定

義務化事項について、次の実施違反については減点評価を行う。

実施違反とは

事前に提出する「県外下請負人・県外産資材の使用について」の提出資料について、その内容と実際の施工が異なっている場合や、資料を提出せず監督職員に無断で県外を使用した場合など、工事目的物の内、主要な部分において義務化が遵守されていないことが判明した場合。

減点内容

総括監督員考査項目

7. 法令遵守等 - 5点